

清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年清水町条例第66号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
（一般廃棄物の処理手数料）				（一般廃棄物の処理手数料）			
第15条（略）				第15条（略）			
2 第9条第2項の規定により町が事業系一般廃棄物を処分する場合の処理手数料については、重量10キログラムごとに <u>290円</u> を徴収する。 <u>ただし、適正に分別された資源ごみを搬入する場合の処理手数料については、無料とする。</u>				2 第9条第2項の規定により町が事業系一般廃棄物を処分する場合の処理手数料については、重量10キログラムごとに <u>120円</u> を徴収する。			
3・4（略）				3・4（略）			
別表第1（第15条関係）				別表第1（第15条関係）			
種類	区分		金額	種類	区分		金額
ごみ処理手数料	燃やせるごみ	5リットル袋	15円	燃やせるごみ	5リットル袋	15円	
		10リットル袋	30円		10リットル袋	30円	
		20リットル袋	60円		20リットル袋	60円	
		30リットル袋	90円		30リットル袋	90円	
		45リットル袋	120円		45リットル袋	120円	
	燃やせないごみ	5リットル袋	15円	燃やせないごみ	5リットル袋	15円	
		10リットル袋	30円		10リットル袋	30円	
		20リットル袋	60円		20リットル袋	60円	
		30リットル袋	90円		30リットル袋	90円	

改正後				改正前			
		45リットル袋	120円			45リットル袋	120円
	資源ごみ		無料		資源ごみ		無料
	大型ごみ	100円ごみ処理券	品目別に別表第2に定める額		大型ごみ	100円ごみ処理券	品目別に別表第2に定める額
(略)				(略)			
				備考 <u>清掃センターに直接搬入するもの</u> の手数料の算定については、 <u>第15条第3項の規定を準用する。</u>			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。